

農地中間管理事業の推進に関する
基本方針

平成 26 年 3 月
高 知 県

目次

第1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の 効率化及び高度化の促進に関する目標	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	2
2	その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用 の効率化及び高度化の促進に関する目標	2
第2	農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	3
第3	農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項	3
第4	農地中間管理事業に関する啓発普及及びその他農地中間管理事業を推 進するための施策に関する事項	3
第5	関係機関との連携協力に関する事項	3

第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標については、おおむね10年先を見通し、担い手が利用する農用地面積が、地域の耕地面積に占める割合として示します。

担い手とは、認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村が定める基本構想水準到達者のほか、人・農地プランに位置付けられている中心経営体とします。

農用地の利用の集積については、農地法及び農業経営基盤強化法による農地の権利移動のほか、農作業の受委託によるものを含みます。

地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地面積の割合の目標
高知県	おおむね58%

2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標については、平成22年12月に変更した高知県農業振興地域整備基本方針等を踏まえ、おおむね10年間で600haの荒廃農地の再生利用を目標とすることとします。

第2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用します。
- 2 各市町村における人・農地プランの作成・見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的な担い手への農地集積・集約化を推進します。

第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- 1 農地中間管理機構から全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務を委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とします。
- 2 市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとします。

第4 農地中間管理事業に関する啓発普及及びその他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知の徹底を図ります。

第5 関係機関との連携協力に関する事項

県及び農地中間管理機構が中心となって、市町村、日本政策金融公庫のほか、農業関係団体等との密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図ります。